

# うえだ

2024.9.1

うえだ保育園  
盛岡市高松1-9-43  
Tel 019-661-1234  
fax 019-601-8058  
緊急時携帯  
070-7468-7800

## キラキラ笑顔で！

セミの声が響き渡っていた園庭も、いつの間にかコロギの声に変わり、少しずつ季節の変化を感じます。

8月21日には、プール納めがあり、ひかり、つばさ、たいよう組のこども達がこの夏最後のプール遊びを楽しみました。



「アヒル泳ぎにワニ泳ぎ、おぼけ浮きにバタ足、けのび、どのクラスのこども達も自信满满にプール遊びでの成長を見せてくれました。」

## あそびついで無限大

台風などの影響で、まだまだ30度越えの日があるようですが、朝夕は気持ちのいい風が吹くようになりました。

涼しい時間帯に外に出て、園庭遊具や丸太、ベンチなどを使った運動あそびが盛んになってきます。

キャンプ、つばさの日などの行事や夏のダイナミックな遊びを経験して、様々な運動あそびに自信をもって取り組んでいるこども達です。



ターのただじゅんさん、第56回熊本合研で「新型コロナウイルス禍の4年間に失われたこどもたちの体験活動、あそび体験の不足が心身と心の発達を阻害してきました。こどもが自由にあ

そぶことは、本来『子どもの権利条約第31条』にも書かれたこどもに保障された『権利』です。こどもたちが思いっきりあそび、躍動する社会を実現し、命と平和をまもりたいですね。」と語っています。

わかば会の保育も『あそび』が土台、行事も同じ考えです。あそびは自分が主人公、仲間と一緒にたくさん楽しい体験を通して無限大に広がっていきます。競争しない、くらべない、ひとりひとりが違うから楽しい。失敗したって負けたって楽しいのがあそびです。

そんな日常のあそびの延長から、運動会などの行事に取り組んでいます。こども達の「むずかしそうだけど、やってみたい。」「〇〇ちゃんみたいにになりたい。」という気持ちを最大限応援して、『こどもがあそぶ、あそびの力』を信じて、今年も運動会に向けて

取り組んでいきたいと考えています。競技内容やそれぞれの目標に向かっていく姿、そして、何よりこども達の成長を一緒に喜び合いたいと思っています。



ピーマンたくさんとれたね。

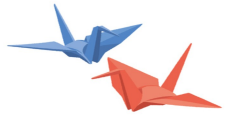


おおきいプールにデビューだよ。

## 平和のつどい



戦争のこと、平和のことみんなが考えました。



## 夏から秋へ

自分たちの生活は自分たちで！  
保育室をきれいにするために雑巾がけにも力が入ります。  
▼たいようさんのまねっこ手作りほうきをもって「オソウジマス。」



懇談会前のアイスブレイクは「ソーラン節」



## うえだ保育園

## うんどうかい

日時：令和6年9月21日（土）  
開始8:30  
場所：うえだ保育園園庭  
雨天時はホール



※今年のテーマは『キラキラ笑顔』  
みんなが笑顔いっぱいになれる運動会です。  
たくさんの応援よろしくお祈りします

## 9月の予定

- 4日（水） 誕生会
  - 5日（木） 避難訓練
  - 18日（水） 3.4.5歳児お弁当の日
  - 21日（土） うえだ保育園 運動会
  - 26日（木） 登山
- ※運動会・登山についての詳細は後日お伝えいたします。

## 10月の予定

- 1日（火） 巡回指導、子育て相談
- 5日（土） 保護者会主催『あきまつり』
- 9日（水） 交通安全教室
- 11日（金） りんご狩り(予定)
- 16日（水） 誕生会
- 17日（木） 総合避難訓練
- 29日（火） ゴミとリサイクルの話

## さんさ太鼓つくり

8月25日、あきまつりの特別企画として秋まつり実行委員会のみなさんが中心になり「ミニさんさ太鼓つくり」を開催したそうです。

盛岡体育館研修室をお借りして、親子でにぎやかにさんさ太鼓をつくりました。材料はミルク缶や段ボール、フェルトなど身近な素材を使って作ったのですが、本物そっくりのクオリティでビックリです。



今回作った太鼓を使って10月5日（土）の保護者会主催「あきまつり」でさんさパレードをする予定です。企画から準備まで、改めて保護者のみなさんの機動力に脱帽です。今年で2回目の「あきまつり」ですが今からとても楽しみです。



写真提供「秋まつり実行委員会」

## 保育制度・政策の動き

### こども誰でも通園制度って？

国は、今後の政策や予算案に向けて「骨太の方針2024」や「こどもまんなか実行計画」の中で、保育に関わる施策として「こども誰でも通園制度」の創設が大きく掲げられています。すべての乳幼児に対して家族以外の多様な人とかわる機会を提供するとともに、保護者、養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減等家庭の状況に応じて切れ目なく支援を行う事を目的としています。

盛岡市でも令和6年度から制度の本格実施を見据えた試行的事業をはじめ、令和7年度から法律上制度化され、令和8年から法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されます。利用対象者は、こどものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の子どもで月1定時間までの利用可能枠の中で利用が可能だそうです。

しかし、この時期の子どもの発達保障や保育士の確保、環境整備など課題は山積です。保育士もこどももお互い初対面の状態で安全、安心な保育ができるのか？なによりこどもの育ちへの影響はないのか？現場には不安の声が溢れています。

こどもを預けられなくて、支援を必要としている家庭があることも事実ですが、大切なのはそのような家庭をきちんと把握し支援していくことが行政の役割ではないかと思えます。